

松江市文化財調査報告書 第 224 集

山代郷南新造院跡発掘調査報告書

第 6 次～第 12 次発掘調査

令和 7（2025）年 3 月

松江市

松江市文化財調査報告書 第 224 集

山代郷南新造院跡発掘調査報告書

第 6 次～第 12 次発掘調査

令和 7（2025）年 3 月

松江市



山代郷南新造院跡と山代町の町並み（南東から）
（島根県立八雲立つ風土記の丘画像提供）



上空から見た意宇平野周辺（南から）
（島根県立八雲立つ風土記の丘画像提供）



南門跡 SB1542 (7次調査のT18を北から撮影)



掘立柱建物跡 SB1544 (6次調査のT17を北から撮影)

序

本遺跡が所在する松江市山代町字師王寺（しわじ）周辺は、古代の瓦が出土することで知られており、江戸時代の文献にも記されています。

本遺跡の発掘調査は昭和 59（1984）年に開始され、近時までの研究の積み重ねによって、『出雲国風土記』の中で意宇郡山代郷に登場する 2 つの「新造院」の片方であることが確実に became しました。その位置関係から「南新造院跡」と呼ばれる本遺跡は、のちに出雲国造に就任する出雲臣弟山が建立した寺院であることが判明しており、出雲古代史において重要な位置付けにあります。

しかしながら、これまで本遺跡については、その一部が県指定史跡として指定されるに留まっていたため、本市として、本遺跡の本来的な価値に着目するとともに、建立者が特定できる地方寺院は全国的にも稀有であることなどを踏まえて、国指定史跡の指定を受けるべく調査を進め、「南門跡」を検出したほか、寺域や前身建物の存在を確認するなどの研究成果を得ております。

本報告書は、平成 28（2016）年から令和 4（2022）年にかけて実施した、本遺跡にかかる調査成果を取りまとめたものです。本書によって、「南新造院跡」の学術的価値が広く認識され、皆様の研究にお役立ていただけるようでしたら望外の喜びです。

結びに、本報告書の刊行にあたって、ご支援ご協力をいただきました、文化庁、史跡出雲国分寺跡発掘調査指導委員会、史跡出雲国府跡発掘調査指導委員会、島根県教育委員会、地元にお住まいの皆様ほか関係者の皆様に、心より感謝申し上げます。

令和 7 年 3 月

松江市長 上定昭仁

例 言

1. 本書は、平成 28（2016）年度から令和 4（2022）年度にかけて松江市埋蔵文化財調査課が実施した山代郷南新造院跡の発掘調査成果をとりまとめたものである。
補助事業により令和 5（2023）年度に報告書作成業務を実施し、令和 6（2024）年度に刊行した。
2. 本遺跡の名称及び調査地は以下のとおりである。
名 称 山代郷南新造院跡（県遺跡番号 D232）
所在地 島根県松江市山代町字大畑 166 ー 1 外
3. 本書で取り扱う調査回数、調査区、調査期間、調査面積、及び報告書作成期間は下表のとおりである。

調査一覧表

調査年度	調査回数	調査区	調査期間	調査面積	事業費
平成 28（2016）	第 6 次調査	T11 ～ 17	平成 28 年 9 月 1 日～ 10 月 7 日	158.6㎡	事業者負担、国庫補助事業
平成 30（2018）	第 7 次調査	T18	平成 30 年 9 月 13 日～ 10 月 17 日	80.0㎡	国庫補助事業
令和元（2019）	第 8 次調査	T19	令和元年 10 月 4 日	1.0㎡	直営事業
	第 9 次調査	T20	令和 2 年 3 月 2 日～ 26 日	27.0㎡	国庫補助事業
令和 2（2020）	第 10 次調査	T21 ～ 22	令和 3 年 1 月 20 日～ 21 日	9.0㎡	国庫補助事業
令和 3（2021）	第 11 次調査	T23 ～ 24	令和 4 年 1 月 17 日～ 2 月 24 日	21.7㎡	国庫補助事業
令和 4（2022）	第 12 次調査	T25	令和 4 年 5 月 16 日～ 6 月 17 日	18.1㎡	国庫補助事業
令和 5（2023）	報告書作成	ー	令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日	ー	国庫補助事業
令和 6（2024）	報告書印刷	ー	令和 7 年 2 月	ー	国庫補助事業

4. 平成 30（2018）年度に実施した第 7 次調査からは、島根県が組織する「史跡出雲国府跡発掘調査委員会」の意見と助言を受けながら調査を進めた。

史跡出雲国府跡発掘調査指導委員会（肩書は令和 3 年当時）

委員長 金田章裕（京都府公立大学法人理事長）

委 員 井上寛司（島根大学名誉教授）

大橋泰夫（島根大学法文学部教授）

大谷晃二（島根県立三刀谷高等学校教諭）令和 3 年 7 月～

勝部 昭（元島根県文化財保護審議会委員）～令和 3 年 7 月

佐藤 信（東京大学名誉教授）

箱崎和久（奈良文化財研究所都城発掘調査部部長）

花谷 浩（出雲弥生の森博物館館長）

5. 調査組織については以下のとおりである。

【平成 28（2016）年度 第 6 次発掘調査】

指導者 史跡出雲国分寺跡発掘調査指導委員会

委員長 蓮岡法暲（松江市文化財保護審議会委員）

委 員 大橋泰夫（島根大学法文学部教授）

勝部 昭（松江市文化財保護審議会委員）

花谷 浩（出雲市市民文化部文化財課学芸調整官）

島根県教育庁文化財課 椿 真治（調整監）

// 守岡利栄（企画員）

主体者 松江市教育委員会 教育長 清水伸夫

松江市歴史まちづくり部まちづくり文化財課埋蔵文化財調査室

飯塚康行（室長）、赤澤秀則（調査係長）、川上昭一（専門企画員：担当者）

【平成 30（2018）年度 第 7 次発掘調査】

指導者 史跡出雲国府跡発掘調査指導委員会

島根県教育庁文化財課 池淵俊一（調整監）

// 勝部智明（主幹）

大橋泰夫（島根大学法文学部教授）

花谷 浩（出雲弥生の森博物館館長）

主体者 松江市教育委員会 教育長 清水伸夫

松江市歴史まちづくり部まちづくり文化財課埋蔵文化財調査室

宮本英樹（室長）、川上昭一（調査係長）、三宅和子（学芸員：担当者）

【令和元（2019）年度 第 8 次発掘調査】

主体者 松江市長 松浦正敬

松江市歴史まちづくり部まちづくり文化財課埋蔵文化財調査室

宮本英樹（室長）、川上昭一（調査係長）、川西 学（主幹：担当者）

【令和元（2019）年度 第 9 次発掘調査】

指導者 史跡出雲国府跡発掘調査指導委員会

島根県教育庁文化財課 仁木 聡（企画員）

大橋泰夫（島根大学法文学部教授）

花谷 浩（出雲弥生の森博物館館長）

主体者 松江市長 松浦正敬

松江市歴史まちづくり部まちづくり文化財課埋蔵文化財調査室

宮本英樹（室長）、川上昭一（調査係長）、三宅和子（学芸員：担当者）

【令和 2（2020）年度 第 10 次発掘調査】

指導者 史跡出雲国府跡発掘調査指導委員会

島根県教育庁文化財課 稲田陽介（文化財保護主任）

大橋泰夫（島根大学法文学部教授）

花谷 浩（出雲弥生の森博物館館長）

主体者 松江市長 松浦正敬

松江市歴史まちづくり部まちづくり文化財課埋蔵文化財調査室

尾添和人（室長）、川上昭一（調査係長）、野村豪士（副主任：担当者）

【令和 3（2021）年度 第 11 次発掘調査】

指導者 史跡出雲国府跡発掘調査指導委員会

史跡出雲国分寺跡発掘調査指導委員会

委員長 蓮岡法暲（松江市文化財保護審議会委員）

委 員 大橋泰夫（島根大学法文学部教授）

高屋茂男（島根県立八雲立つ風土記の丘副所長）

花谷 浩（出雲弥生の森博物館館長）

島根県教育庁文化財課 稲田陽介（企画員）

主体者 松江市長 上定昭仁

松江市歴史まちづくり部まちづくり文化財課埋蔵文化財調査室

川上昭一（室長）、丹羽野 裕（文化財総合コーディネーター）、川西 学（調査係長）

灘 友佳（主任主事：担当者）

【令和 4（2022）年度 第 12 次発掘調査】

指導者 史跡出雲国府跡発掘調査指導委員会

島根県教育庁文化財課 今福拓哉（主任主事）

文化庁文化財第二課埋蔵文化財部門 芝 康次郎（文化財調査官）

文化庁文化財第二課埋蔵文化財部門 長 直信（文化財調査官）

大橋泰夫（島根大学法文学部教授）

花谷 浩（出雲弥生の森博物館館長）

主体者 松江市長 上定昭仁

松江市文化スポーツ部埋蔵文化財調査課

川上昭一（課長）、丹羽野 裕（文化財総合コーディネーター）、川西 学（調査企画係長）

灘 友佳（主任主事：担当者）

【令和 5（2023）年度 発掘調査報告書作成】

指導者 島根県教育庁文化財課 是田 敦（課長補佐）

大橋泰夫（島根大学法文学部教授）

花谷 浩（出雲弥生の森博物館館長）

主体者 松江市長 上定昭仁

松江市文化スポーツ部埋蔵文化財調査課

川上昭一（課長）、丹羽野 裕（文化財総合コーディネーター）、徳永 隆（発掘調査係長）

永野智朗（文化財主任主事）、今岡（旧姓灘）友佳（主任主事：担当者）

【令和 6（2024）年度 発掘調査報告書印刷】

主体者 松江市長 上定昭仁

松江市文化スポーツ部埋蔵文化財調査課

川上昭一（課長）、徳永 隆（発掘調査係長）、今岡友佳（主任主事：担当者）

6. 発掘調査及び報告書作成にあたっては、以下の方々にご指導、ご協力いただいた（順不同、敬称略。所属は当時）。

萩 雅人・原田敏照・渡部麻生（島根県教育庁文化財課）、林 健亮（島根県埋蔵文化財調査センター）、松本岩雄・高屋茂男・今井智恵・松宮加奈（島根県立八雲立つ風土記の丘）、渡邊正巳（文化財調査コンサルタント株式会社）、小山泰生・江川幸子・廣濱貴子（公益財団法人松江市スポーツ・文化振興財団）

7. 遺物実測図の作成・浄書、遺構図の浄書は以下の職員が担当した。

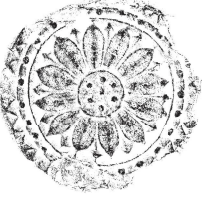
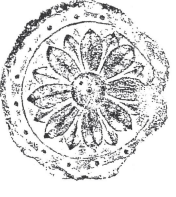
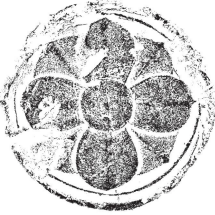
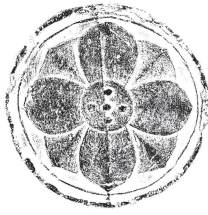
坂本玲子、塩田陽子、須藤佳奈子、角 優佳、高尾万里子、建神結香子、三宅和子

8. 本書に掲載した遺構写真は各年度の担当者が撮影し、遺物写真は今岡、建神、永野が撮影した。
9. 本書の作成にあたり、島根県古代文化センター平石充氏から玉稿を賜り、第 3 章に掲載した。
10. 本書の執筆は、第 1 章を今岡と建神が、第 2、4 ～ 6 章を今岡が担当した。全体の編集は今岡が行った。
11. 本書に掲載した遺物及び実測図・写真等の資料は、松江市にて保管している。
12. 本書の編集にあたっては、DTP 方式を採用した。

凡 例

1. 本書で使用した遺構略記号は以下のとおりである。
SB：建物 SD：溝 SK：土坑 SP：柱穴 SX：その他 NR：自然流路
2. 遺構番号は各調査区の番号を冒頭に振り、遺構番号を連番として後ろに配した。
(例：T15 の SB42 → SB1542)
3. 本書における方位は公共座標北を示し、座標値は世界測地系に準拠した公共座標第Ⅲ系の値である。また、レベルは海拔高を示す。
4. 本書に掲載した遺構平面図及び土層断面図は各図に縮尺とスケールを配置した。遺物実測図の縮尺は 1/3 を原則としたが、これに従えないものにはその都度縮尺を配置した。
5. 本書に掲載した遺物写真のスケールは任意である。
6. 土師器の断面は白ヌキ、須恵器・磁器の断面は黒塗り、瓦の断面は網掛けで示した。
7. 註と参考文献は各章末に掲載した。
8. 山代郷南新造院跡に関する過去の刊行物に関しては、以下の略号とした。また、松江市刊行の報告書については、「市」の後ろに松江市文化財調査報告書の巻次を配した。
(例：『市 69』…松江市教育委員会・財団法人松江市教育文化振興事業団 1996『四王寺跡発掘調査概報』松江市文化財報告第 69 集)
『風土記Ⅳ』…島根県教育委員会 1985『風土記の丘地内遺跡発掘報告Ⅳ』
『風土記Ⅴ』…島根県教育委員会 1988『風土記の丘地内遺跡発掘調査報告Ⅴ』
『風土記Ⅹ』…島根県教育委員会 1994『風土記の丘地内遺跡発掘調査報告Ⅹ』
『国府 7』…島根県教育委員会 2011『史跡出雲国府跡 7 附編 山代郷南新造院跡』
『国府 9』…島根県教育委員会 2013『史跡出雲国府跡 9 総括編』
9. 本書で用いた遺物の器種名と分類・編年については以下の文献に準拠した。

土師器	島根県教育委員会 2013『史跡出雲国府跡 9 総括編』 (本文中では国府編年と記す)
須恵器	大谷晃二 1994「出雲地域の須恵器の編年と地域色」『島根考古学会誌』第 11 集 島根考古学会 (本文中では大谷編年と記す) 島根県教育委員会 2013『史跡出雲国府跡 9 総括編』 (本文中では国府編年と記す)
軒 瓦 (次頁参照)	花谷 浩・高屋茂男 2012「出雲国意宇郡山代郷南新造院跡と出雲郡大谷寺遺跡の同範瓦について」『しまねミュージアム協議会共同研究紀要』第 2 号 pp.19－37 しまねミュージアム協議会 花谷 浩 2014「山代郷南新造院跡(四王寺跡)再考」『出雲弥生の森博物館研究紀要』第 4 集 pp.11－24 出雲弥生の森博物館

軒丸瓦			
造営期 (前半)	I 類		
		A	B
造営期 (後半)	II 類		
		a	b
		范割れ前段階 " 1 段階	范割れ 2 段階 " 3 段階
	III 類		
	IV 類		

軒平瓦		
造営期 (前半)	0 類	
	I 類	
造営期 (後半)		720 年代～
	II 類	
	V 類	

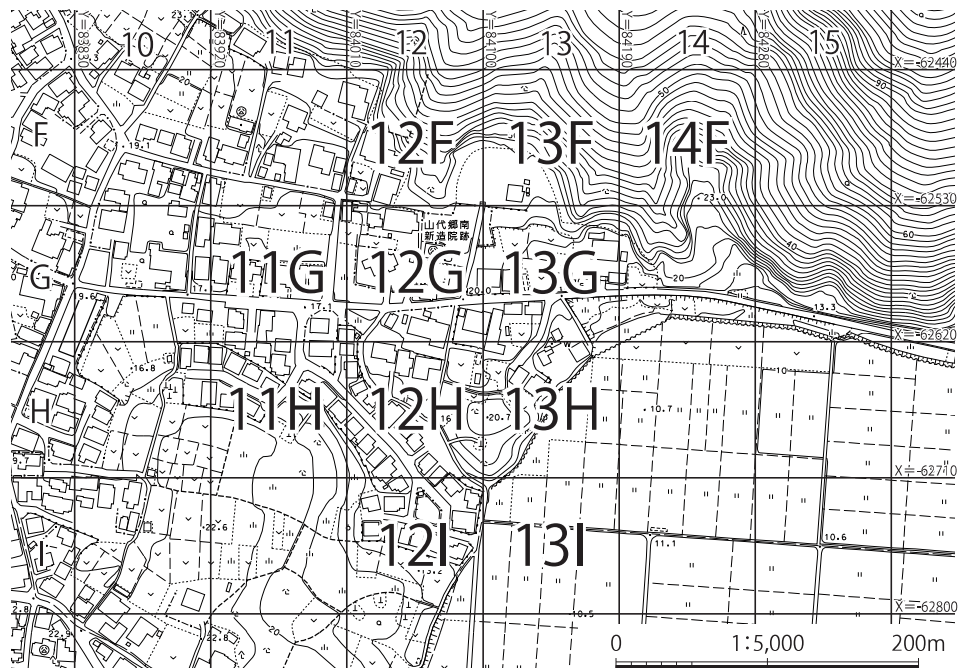
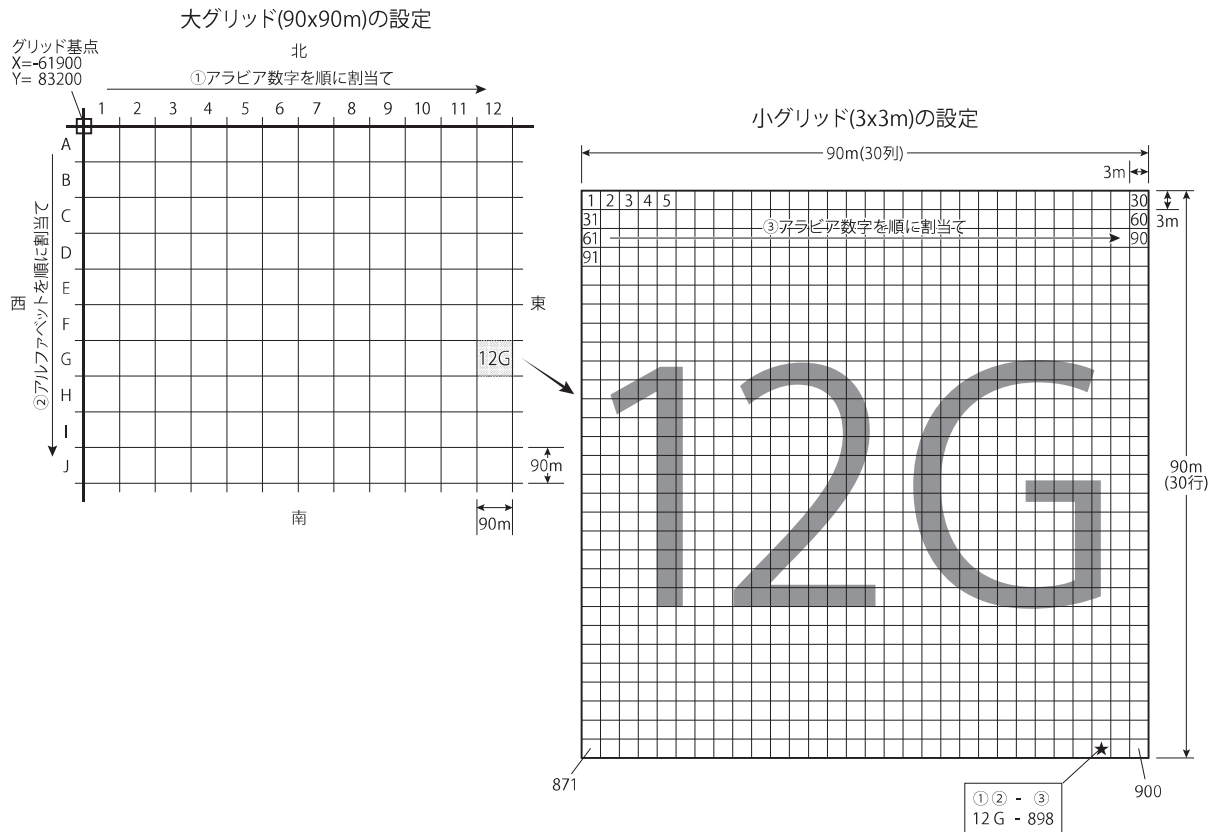
※軒瓦の組み合わせ

- ①軒丸瓦 I 類 A・B—軒平瓦 0・I 類
- ②軒丸瓦 II 類—軒平瓦 II 類

0 1:6 20cm

軒瓦分類図（花谷・高屋 2012、花谷 2014 を参考に作成）

10. 第6次～12次調査における調査グリッドは、 $X = 61900$ と $Y = 83200$ の交点を基点とし、 $90\text{m} \times 90\text{m}$ の大グリッドを設定した。大グリッドには基点から東へ向けてアラビア数字を、南へ向けてアルファベットを付した。さらに、大グリッドを 3m の方眼で 900 分割して小グリッドを設定し、 1 から 900 までの番号を付した（グリッド設定図を参照）。



グリッド設定図

目 次

序
例 言
凡 例

第 1 章 調査に至る経緯と経過

第 1 節 調査に至る経緯.....	1
第 2 節 発掘調査成果の普及啓発	7

第 2 章 位置と環境

第 1 節 地理的環境.....	9
第 2 節 歴史的環境.....	11

第 3 章 文献にみえる山代郷南新造院跡..... 15

第 4 章 発掘調査

第 1 節 調査の方法.....	21
第 2 節 寺城南辺地区の調査.....	23
第 3 節 寺城西辺地区の調査.....	48

第 5 章 総括

第 1 節 近代の研究史における山代郷南新造院跡	63
第 2 節 既往の調査と寺域推定	63
第 3 節 今回の調査成果.....	66
第 4 節 遺構の変遷.....	69

第 6 章 結語..... 72

掲載遺物一覧表
写真図版
報告書抄録

挿図目次

第 1 図	既往の調査区配置図	2
第 2 図	中心基壇周辺調査区遺構図	3
第 3 図	山代郷南新造院跡の位置	9
第 4 図	意宇平野周辺の地形分類図	10
第 5 図	周辺の遺跡分布図	14
第 6 図	南新造院跡と神名樋野	18
第 7 図	第 6 次～ 12 次調査グリッド図	21
第 8 図	寺城南辺地区 主要遺構図	23
第 9 図	T11 ～ T20 遺構位置図	24
第 10 図	寺城南辺地区 遺構変遷図 (S = 1/600)	25
第 11 図	T16 土層図	26
第 12 図	T17 土層図	26
第 13 図	T14 土層図	26
第 14 図	T18 土層図	27
第 15 図	T20 土層図	27
第 16 図	寺城南辺地区 1 期	28
第 17 図	SB2020 平面図・土層断面図	28
第 18 図	SB2020 出土遺物実測図	29
第 19 図	寺城南辺地区 2 期	29
第 20 図	SB1829 平面図・断面図	30
第 21 図	SB1543 平面図・断面図	31
第 22 図	SB1544 平面図・土層断面図	32
第 23 図	SB1544 出土遺物実測図	33
第 24 図	SX1606 平面図・土層断面図	34
第 25 図	SX1606 出土遺物実測図	35
第 26 図	寺城南辺地区 3a 期	36
第 27 図	SB1542a 平面図・土層断面図	36
第 28 図	SB1542a 出土遺物実測図	37
第 29 図	SD1707 平面図・土層断面図	37
第 30 図	SD1707 出土遺物実測図	38
第 31 図	SX1801 平面図・土層断面図	38
第 32 図	SX1801 出土遺物実測図	39
第 33 図	整地層出土遺物実測図	39
第 34 図	寺城南辺地区 3b 期	39
第 35 図	SB1542b 平面図・土層断面図	40
第 36 図	寺城南辺地区 4 期	41
第 37 図	NR1558・NR1561 平面図	42
第 38 図	NR1558 出土遺物実測図	42
第 39 図	T19 平面図・土層断面図	43
第 40 図	寺城南辺地区遺構外出土遺物実測図	44
第 41 図	寺城南辺地区 遺構変遷図 (S = 1/1,000)	46
第 42 図	T21 ～ T25 遺構位置図	48
第 43 図	SD2201 平面図・土層断面図	50
第 44 図	SK2406 平面図・土層断面図	51
第 45 図	SK2406 出土遺物実測図 1	52
第 46 図	SK2406 出土遺物実測図 2	53
第 47 図	古代の遺物包含層出土遺物実測図 1	55
第 48 図	古代の遺物包含層出土遺物実測図 2	57
第 49 図	古代の遺物包含層出土遺物実測図 3	58
第 50 図	古代の遺物包含層出土遺物実測図 4	59
第 51 図	NR2503 ～ NR2505 平面図・土層断面図	60
第 52 図	NR2503 ～ NR2505 出土遺物実測図	60
第 53 図	SK2501・SK2502 平面図・土層断面図	61
第 54 図	寺城西辺地区 遺構外出土遺物実測図	62
第 55 図	中心基壇周辺調査区遺構図	64
第 56 図	花谷氏による寺域復元案	65
第 57 図	調査成果に基づいて作成した寺域復元案	67
第 58 図	調査成果に基づいて作成した寺域復元案 (赤色立体図)	67
第 59 図	地山検出状況図	68
第 60 図	遺構変遷図	70
第 61 図	県指定史跡の範囲図	73

挿表目次

第 1 表	山代郷南新造院跡発掘調査年表	1
第 2 表	第 6 次～ 12 次調査に関する事務手続き	5
第 3 表	報告会・展示等	8
第 4 表	調査区概要	22
第 5 表	検出した遺構とその時期	46
第 6 表	掘立柱建物柱穴観察表	47
第 7 表	遺構変遷表	69

写真図版目次

巻頭図版 1	上 山代郷南新造院跡と山代町の町並み（南東から） 下 上空から見た意宇平野周辺（南から）	
巻頭図版 2	上 南門跡 SB1542（7 次調査の T18 を北から撮影） 下 掘立柱建物跡 SB1544（6 次調査の T17 を北から撮影）	
写真 1	第 7 次調査現地説明会	7
写真 2	第 9 次調査記者公開	7
写真 3	第 11 次調査現地指導会風景	7
写真 4	第 51 回 山陰考古学研究集会	7
写真 5	茶臼山周辺航空写真	10
写真 6	高森さん	18
図版 1	1 寺域南辺地区 遠景（南から） 2 寺域西辺地区 遠景（南西から）	
図版 2	1 T20 調査後全景（南から） 2 SB2020 段下げ後（南から）	
図版 3	1 SB2020（SP2004）半截状況（東から） 2 SB2020（SP2005）半截状況（南西から） 3 T14 遺構検出状況（南西から） 4 T14 西壁 土層堆積状況（東から） 5 SB1829（SP1404）半截状況（西から） 6 SB1829（SP1405）半截状況（西から）	
図版 4	1 SB1829（T14）完掘状況（南から） 2 T18 調査後全景（南西から）	
図版 5	1 T18 東壁 土層堆積状況（西から） 2 T18 西壁 土層堆積状況（東から） 3 SB1829（T18）全景（南東から）	
図版 6	1 T15 調査後全景（東から） 2 SB1543 完掘状況（南から）	
図版 7	1 SB1544（T15）土層堆積状況（南から） 2 SB1544（T15）全景（南東から）	
図版 8	1 SB1544（T15）検出状況（南西から） 2 SB1544（T17）検出状況（北から） 3 加工段 SX1606 土層堆積状況（北西から）	
図版 9	1 加工段 SX1606 完掘状況（西から） 2 SB1542 全景（北から）	
図版 10	1 SB1542（SP1501・1516）半截状況（北から） 2 SB1542（SP1503・1813）半截状況（北から） 3 T17 全景（南から） 4 南辺溝 SD1707 土層堆積状況（西から）	
図版 11	1 SX1801 検出状況（北東から） 2 NR1558・NR1561 検出状況（南から）	
図版 12	1 T22 完掘状況（西から） 2 T23 完掘状況（北西から）	
図版 13	1 T24 完掘状況（南西から） 2 T25 調査後全景（南西から）	
図版 14	1 T24 東壁 土層堆積状況（西から） 2 T25 西壁 土層堆積状況（東から） 3 T25 南壁 土層堆積状況（北から）	
図版 15	1 西辺溝 SD2201（T22）土層堆積状況（南から） 2 西辺溝 SD2201（T23）土層堆積状況（北から）	
図版 16	1 NR2503～2505 完掘状況（北東から） 2 NR2503～2505 土層堆積状況（北から） 3 SK2501 土層堆積状況（西から）	
図版 17～19	土器	
図版 20～24	瓦磚等	

第1章 調査に至る経緯と経過

第1節 調査に至る経緯

山代郷南新造院跡(以下「南新造院跡」)は、松江市山代町に所在する古代の寺院跡である。小字では「師王寺(しわじ)」を中心とするエリアであるが、地元では「四王寺(しわじ)」での表記が定着している。当地域では古代瓦が採取されることが知られており、その小字名からも寺院が存在した場所として古くから注目されてきた。遺跡名の由来となった「新造院」とは、天平5(733)年に勘造された『出雲国風土記』(以下、『風土記』)に記載されている施設である。意宇郡教旻寺と同じように堂塔や僧尼の有無が記載されていることから、寺院と考えられている。『風土記』には10か所の新造院が記載され、このうち意宇郡条の山代郷の新造院については以下の通り記載がある(島根県古代文化センター2023)。

新造院一所。山代郷中。郡家西北四里二百歩。建立嚴堂也。〔無僧。〕置君⁽¹⁾目烈之所造。〔出雲神戸置君鹿麻呂之父。〕造院一所。有山代郷中。郡家西北二里。建立教堂。〔住僧一軀。〕飯石郡少領出雲臣弟山之所造也。

※〔 〕は割注

このように意宇郡山代郷には2か所の新造院が所在し、いずれも意宇郡家⁽²⁾からの方向と距離が記されている。その位置関係から、日置君^{へきのきみめづら}目烈^{いずものおみおとやま}建立の新造院を「北新造院」、出雲臣弟山^{いずものおみおとやま}建立の新造院を「南新造院」と呼び分け区別されるようになった。この弟山という人物は天平18(746)年に『風土記』の編纂に携わった出雲臣廣嶋の跡を継いで出雲国造に就任しており、天平勝宝2(750)年と翌天平勝宝3年に神賀詞を奏上している。国造就任の5年前にはいわゆる国分寺建立の詔が發布されており、国分寺の建立にあたっても大きく関与していたと推察される。建立者を特定することのできる地方寺院は全国的にも稀有な例であり、しかもそれが後の国造に就任する出雲地域における最有力氏族であることから、出雲の古代史において非常に重要な位置を占める遺跡といえる。これまでの

第1表 山代郷南新造院跡発掘調査年表

調査年度	調査序次	調査区	調査目的	調査主体	報告書	略号
昭和59(1984)	1次調査	1	内容確認	島根県教育委員会	島根県教育委員会1985『風土記の丘地内遺跡発掘調査報告Ⅳ』	『風土記Ⅳ』
昭和62(1987)	2次調査	2～6	内容確認	島根県教育委員会	島根県教育委員会1988『風土記の丘地内遺跡発掘調査報告Ⅴ』	『風土記Ⅴ』
平成5(1993)	3次調査	7・8	内容確認	島根県教育委員会	島根県教育委員会1994『風土記の丘地内遺跡発掘調査報告Ⅹ』	『風土記Ⅹ』
平成7(1995)	4次調査	9	排水路改良工事	松江市教育委員会	松江市教育委員会・財団法人松江市教育文化振興事業団1996『四王寺跡発掘調査報告書』松江市文化財調査報告書第69集	『市69』
平成21(2009)	5次調査	10	個人住宅建設	島根県教育委員会	島根県教育委員会編2011『史跡出雲国府跡-7- 附編 山代郷南新造院跡』	『国府7』
平成28(2016)	6次調査a	11～15	宅地造成	松江市教育委員会		
	6次調査b	16・17	内容確認			
平成30(2018)	7次調査	18	内容確認	松江市教育委員会	本報告書	『市224』
令和元(2019)	8次調査	19	個人住宅増築	松江市		
	9次調査	20	内容確認	松江市		
令和2(2020)	10次調査	21・22	土地売買	松江市		
令和3(2021)	11次調査	23・24	内容確認	松江市		
令和4(2022)	12次調査	25	土地売買	松江市		

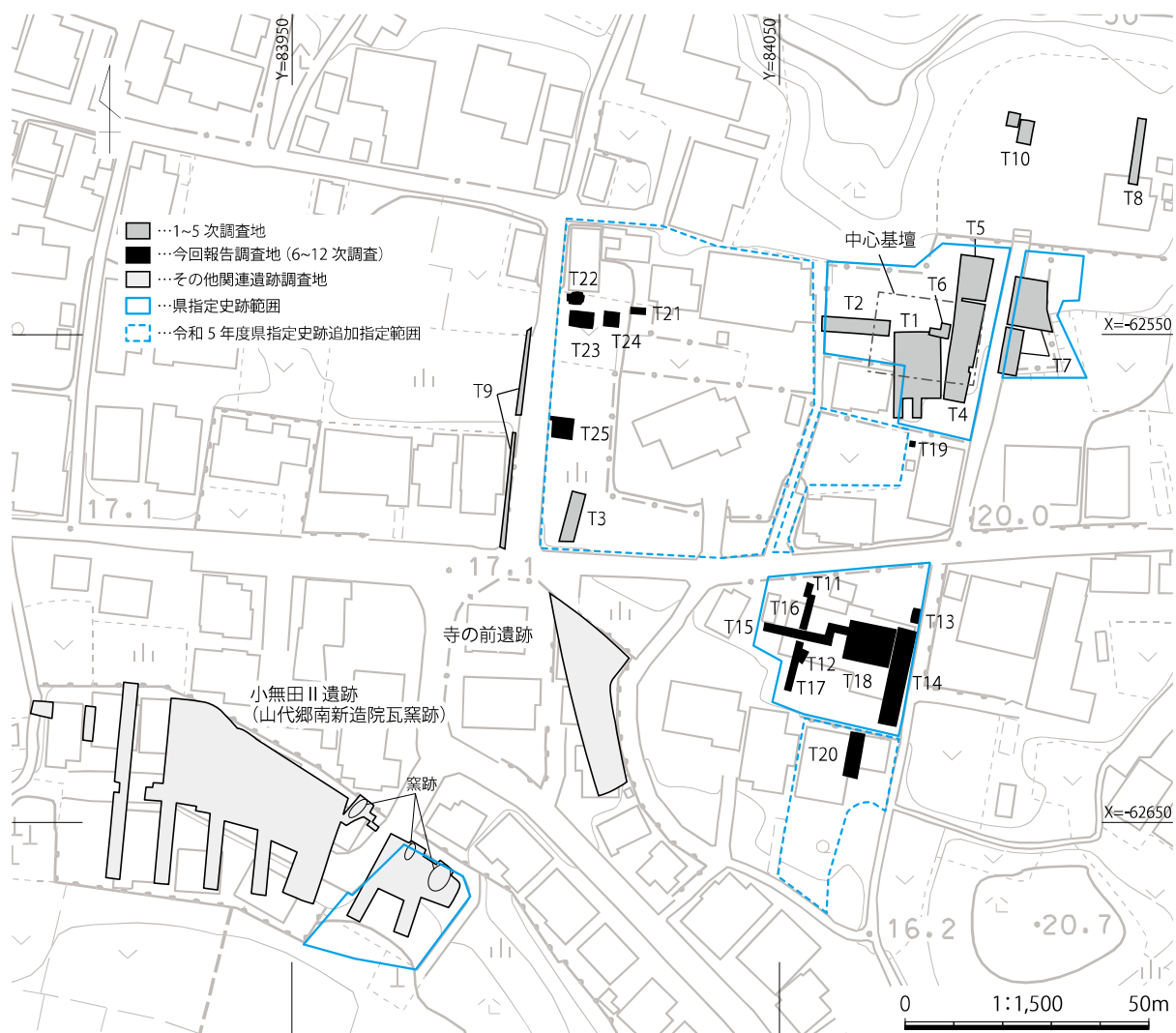
調査研究により、松江市矢田町所在の来美廃寺跡が「北新造院」、四王寺跡が「南新造院」であることが確実となっている。

さて、南新造院跡に関連した調査は昭和59（1984）年に島根県教育委員会が八雲立つ風土記の丘整備事業の一環として実施した学術調査を端緒とし、これを含めて5度にわたり実施された成果が発掘調査報告書として概要報告されている。今回の調査報告にあたり、これまで実施した調査に対して便宜的に次数を振ったものが第1表である。

以下では、第1次～5次調査を「既往の調査と県史跡指定」として第1項に簡潔にまとめ、未報告の調査を「宅地造成に伴う山代大畑遺跡の調査と追加指定（第6次調査）」、「国指定に向けた寺域南辺の調査（第7次～9次調査）」、「国指定に向けた寺域西辺の調査（第10次～12次調査）」としてまとめ、その経緯と調査成果の概要を述べる。

第1項 既往の調査と県史跡指定（第1・2図）

昭和47（1972）年に島根県立八雲立つ風土記の丘が松江市南郊に設置されたことを機に、その翌年から地内の主要遺跡について保存目的の発掘調査が開始された。それまで具体的な調査が実施さ



第1図 既往の調査区配置図

れていなかった「四王寺跡」についても、その実態を把握する糸口を求め、昭和59（1984）年に第1次調査（T1）が実施された（『風土記Ⅳ』）。この調査では、地山加工段（現：中心基壇）や桁行4間以上×梁間2間の大型掘立柱建物跡（SB0101）が発見されたほか、中心基壇と同一方向に並ぶ溝などが確認された。中心基壇とその周囲から多量の瓦と土器が出土している。この調査により当地が寺院の一角にあたる可能性が示唆された。

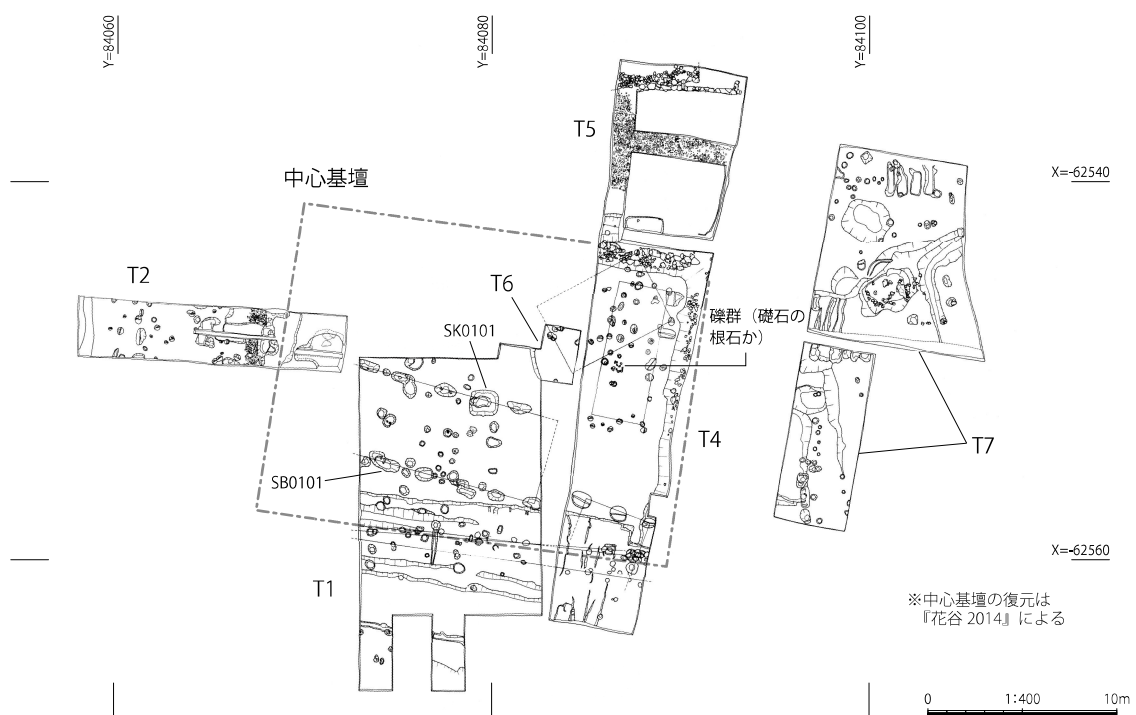
続く第2次調査（T2～T6）では、中心基壇の東辺、西辺、北辺を検出し、1次調査の地山加工段が基壇南辺であることを突き止めた。これにより、東西22m、南北17mの方形台状を呈する基壇⁽³⁾であること、周囲には石積による基壇化粧がなされていたことが判明した（『風土記Ⅴ』）。遺物は瓦や土器のほか、T4北東隅の柱穴状落ち込み内から塑像の螺髪が出土している。

その後、平成3（1991）年に第1・2次調査地点及び周辺地を宅地造成のために売却するという話が持ち上がった。遺跡保護のため島根県で予定地の土地を買い上げることとなり、平成5（1993）年4月6日付けで「山代郷南新造院跡」として島根県指定史跡となった。

第3次調査は史跡整備に先立つ未調査地部分の内容確認調査として、平成5（1993）年度に実施された（『風土記Ⅹ』）。第2次調査で確定した基壇の東方にある斜面（T7）と基壇北方の平坦面（T8）を調査した結果、T7からは瓦溜が検出された。一方、伽藍中枢部の一画と考えられていた中心基壇北方の平坦面からは、寺院に関連する遺構は確認されなかった。

第4次調査のT9は松江市が平成7（1995）年度に実施した開発に伴う発掘調査である（『市69』）。排水路改良工事という性格から、工事に影響がある浅い範囲での調査となり、現代の陶磁器に混じって古代瓦の出土を確認した程度である。

平成20（2008）年度になり、第3次調査でT8を設定した中心基壇北方平坦面において、個人住



第2図 中心基壇周辺調査区遺構図

宅の建替え計画が持ち上がった。島根県教育委員会が T10 を設定して確認調査（第 5 次調査）を行ったが、T8 と同様に古代の遺構面は検出されず、この北方平坦面に南新造院跡の主要伽藍は及んでいなかったものとして報告されている（『国府 7 』）。

この他、注目に値するのが南新造院跡の南西 160m に位置する小無田Ⅱ遺跡（山代郷南新造院瓦窯跡）と、西側に隣接する寺の前遺跡（『市 62 』）の調査である。いずれも民間の宅地開発に伴い松江市で実施したものであり、平成 8（1996）年度の小無田Ⅱ遺跡では、新造院の瓦を焼いた 3 基の瓦窯跡が発見された（『市 75 』）。このうち 1・2 号瓦窯跡は現地保存され、平成 10（1998）年に「山代郷南新造院瓦窯跡」として島根県史跡に指定された。主な遺物として、2 号窯跡平窯側壁及び覆土中から軒平瓦 0 類 2 点と軒平瓦Ⅱ類 4 点が出土した。瓦の型式から、これらの窯の操業時期は南新造院跡の創建期から 8 世紀中葉頃とされている。寺の前遺跡は、南新造院が所在する丘陵から一段下がった谷水田に位置している。円面硯や須恵器の灯明皿、コンテナ 10 箱分におよぶ出土瓦には鴟尾の破片が含まれていた。南新造院跡に関連した遺構は確認されず、寺域外と結論付けられている。

なお、山代郷に所在するもう一方の新造院である北新造院跡（来美廃寺跡）については、平成 8（1996）～13（2001）年度までの 6 度にわたる発掘調査を経て、平成 13 年度に史跡山代郷正倉跡に追加指定される格好で、国指定史跡「出雲国山代郷遺跡群 正倉跡 北新造院跡」となった。

第 2 項 宅地造成に伴う山代大畑遺跡の調査と追加指定（第 6 次調査）

松江市山代町字大畑 166 番 1 外で実施した調査であり、開発に伴う一連の調査を第 6 次 a、補助事業での内容確認のための調査を第 6 次 b としている。平成 28（2016）年度に中心基壇の南約 60m の一画で民間による宅地造成計画が持ち上がり、遺跡の有無確認を目的として試掘調査（T11～T13）を実施した。開発予定地の北側は近代の造成により地山が剥き出しになっていたが、南側については柱穴等を検出し、遺跡の存在が確認された。この調査では南新造院跡に関係する遺構や遺物は確認されず、当地の小字名をとって「山代大畑遺跡」として文化財保護法上の手続きを行った。これにより、公衆用道路部分（T14）については本発掘調査、範囲が狭小な擁壁部分（T15）については立会調査を行うこととなった。

本発掘調査は同年 9 月 1 日～8 日の間で実施し、これと同時進行する格好で擁壁工事の工事中の立会調査を 9 月 2 日から実施した。T14 については特に保存すべき遺構がなく調査を完了したが、その後の工事立会中に南門跡の可能性がある建物跡（SB1542）、大型の柱穴で構成された掘立柱建物跡（SB1544）を検出した。これらは南新造院跡に関連した遺構の可能性もあることから、その性格を確認するための内容確認調査（T16、T17）を国庫補助事業により実施することとなった。

内容確認調査（第 6 次 b）は、同年 9 月 26 日～10 月 7 日の間で実施した。SB1544 の梁行を確認すると共に、南新造院跡の寺域南辺溝（SD1707）を検出した。これら一連の調査で、開発予定地が南新造院跡の寺域内であることが決定的となった。これにより、島根県教育庁文化財課及び開発事業主との協議した結果、遺跡を現地保存することが決まり、事業予定地については平成 29（2017）年 1 月 24 日付けで島根県史跡に追加指定された。

第 3 項 国指定に向けた寺域南辺の調査（第 7 次～ 9 次調査）

前項で述べたように、島根県指定史跡の近接地において計画された宅地造成工事にもかかわらず、十分な内容確認調査をしないまま記録保存調査の判断を行い、結果的に工事立会中に南新造院跡の寺域内であることが判明するに至った。今回は県単独での土地買い上げがなされ遺跡を保存することができたが、島根県教育委員会からは「遺跡の学術的価値付けと国指定史跡への手続きは所在市町村が行うべき業務」との指摘を受けた。このため、市としては松江市における南新造院跡の価値付けを行うべく年次的に内容確認調査を行い、国指定を目指していくこととした。

発掘調査の指導にあたっては、「同じ風土記の丘地内の調査であること」「指導委員会を立ち上げても指導者が重複すること」などから、島根県が出雲国府跡の調査を行うために組織した「史跡出雲国府跡発掘調査指導委員会」の意見と助言を受けながら調査を進めていくことで島根県及び国府指導委員会に了解をいただいた。

第 7 次調査は、追加指定地内で見つかった遺構の価値付けを行うことを目的とし、T18 を設定して国庫補助事業により実施したものである。調査は平成 30（2018）年 9 月 13 日～ 10 月 17 日の間で実施し、第 6 次調査で検出した南門跡（SB1542）の変遷を確認したほか、南新造院跡を建立するための整地層を検出した。また、整地層の下から掘立柱建物跡（SB1829）を検出し、南新造院の前身建物が存在することを確認した。このように南新造院の成り立ちや変遷を考える上で貴重な成果を得ることができた。

第 2 表 第 6 次～ 12 次調査に関する事務手続き

年度	月日	概要	次数
平成 28（2016）	6 月 14 日	事業者から市へ埋蔵文化財の分布・試掘・確認調査依頼書提出	6 次 a
	6 月 16 日	試掘調査実施（T11～T13）。山代大畑遺跡発見	
	7 月 29 日	遺跡発見の届出（93 条兼）提出	
	8 月 9 日	島根県教育委員会から本調査及び試掘調査指示	
	8 月 30 日	市から島根県教育委員会へ文化財保護法 99 条の通知提出	6 次 b
	9 月 1 日～ 8 日	道路部分の本発掘調査（T14）実施	
	9 月 2 日～ 16 日	擁壁部分の立会調査（T15）実施	
	9 月 26 日～ 10 月 7 日	内容確認調査（T16、T17）実施	
平成 30（2018）	10 月 7 日	山代大畑遺跡→山代郷南新造院跡へ名称変更	7 次
	9 月 5 日	市から島根県教育委員会へ文化財保護法 99 条の通知提出	
	9 月 13 日～ 10 月 17 日	第 7 次調査（T18）実施	
令和元（2019）	8 月 7 日	事業者から市へ埋蔵文化財の分布・試掘・確認調査依頼書提出	8 次
	10 月 3 日	市から島根県教育委員会へ文化財保護法 99 条の通知提出	
	10 月 4 日	第 8 次調査（T19）実施	9 次
	2 月 20 日	市から島根県教育委員会へ文化財保護法 99 条の通知提出	
	3 月 2 日～ 26 日	第 9 次調査（T20）実施	
令和 2（2020）	12 月 24 日	事業者から市へ埋蔵文化財の分布・試掘・確認調査依頼書提出	10 次
	1 月 19 日	市から島根県教育委員会へ文化財保護法 99 条の通知提出	
	1 月 20 日～ 21 日	第 10 次調査（T21～T22）実施	
令和 3（2021）	1 月 14 日	市から島根県教育委員会へ文化財保護法 99 条の通知提出	11 次
	1 月 17 日～ 2 月 24 日	第 11 次調査（T23～T24）実施	
	3 月 2 日	事業者から市へ埋蔵文化財の分布・試掘・確認調査依頼書提出	
令和 4（2022）	5 月 11 日	市から島根県教育委員会へ文化財保護法 99 条の通知提出	12 次
	5 月 16 日～ 6 月 17 日	第 12 次調査（T25）実施	

第 8 次調査は県指定範囲の隣接地にあたる山代町字大畑 174 番地 5（中心基壇の南 22m）において、民家の増改築工事に伴って実施した試掘調査である。南新造院跡の中軸線上に T19 を設定し、令和元年(2019)年 10 月 4 日に調査を実施した。調査範囲は 1.0㎡と狭小であるものの、土坑 1 基(SK1901)を検出した。残念ながら遺構の時期や性格は分からない。

第 9 次調査は追加指定地の南にあたる山代町字大畑 167 において、国庫補助事業により実施した調査である。第 6 次調査において確認した寺域南辺溝は、花谷浩氏が想定した復元案（第 57 図）よりも内側で検出されたものである。このため、指導委員会から「花谷氏の想定した場所にはどのような遺構が存在するのか確認が必要」との指摘があった。これを受けて第 9 次調査では、花谷氏が想定した寺域南辺、かつ中心基壇中心軸（南北軸）の交点に T20 を設定して調査を実施した。調査では、主軸方位が真北方向を意識した総柱の掘立柱建物跡 SB2020 が検出された。南門跡の前方を塞ぐように位置するため南新造院跡とは異なる時期の建物跡であり、出土した遺物から 7 世紀第 2 四半期以降のものと考えられる。

第 4 項 国指定に向けた寺域西辺の調査（第 10 次～ 12 次調査）

第 6 次調査により寺域の南限が判明し、既往の調査成果と合わせて寺域の南北範囲がおおよそ固まったが、国指定史跡を目指す上では東西範囲の確定が課題として残った。この点について指導委員会から「東西どちらかの寺域を確定し、中心基壇中心軸（南北軸）で折り返すことで復元が可能」との考えが示された。しかし、いずれの土地も民有地であり、調査の目途は立っていなかった。

折しも、令和 2（2020）年度に寺域西辺溝が想定される場所で宅地造成を前提とした不動産売買計画が持ち上がったため、T21 及び T22 を設定して国庫補助事業で試掘調査（第 10 次）を実施した。調査の結果、寺域西辺溝の西壁の一部を検出したが、壁面崩壊により詳細な情報を捉えることができなかった。そのため、溝の規模や形状、土層堆積状況を明らかにすべく、T23 及び T24 を設定して令和 3（2021）年度に内容確認のための第 11 次調査を国庫補助事業で実施した。T23 からは寺域西辺溝の東壁を検出し、おおよその位置を特定することが可能となった。また、T24 からは多量の瓦や土器を含む大型の土坑（SK2406）を検出している。

第 12 次調査は不動産売買に伴う試掘調査である。第 10、11 次調査で調査対象とした民地の南側においても宅地造成工事を前提とした土地売買計画が持ち上がったことを受け、ここでも寺域西辺溝の有無確認を目的として T25 を設定し、令和 4（2022）年 5 月 16 日～ 6 月 17 日に調査を実施した。この結果、寺域西辺溝の底部を検出したことにより、寺域西辺溝が中心基壇中心軸（南北軸）から 72.1（203 大尺）m 地点に存在することが判明した。

以上の調査成果により寺域がおおむね復元可能となり、また寺域の南側では南新造院より古い段階の建物跡も見つかった。これらの遺構を検出した土地の一部には、宅地開発を前提とした土地の売買計画があったことから、早急に遺跡の保護を図る必要に迫られた。このため、国指定の前にまずは県指定地として保護することとし、対象の 10 筆（3,670.56㎡）は令和 6（2024）年 2 月 2 日付けで島根県指定史跡に追加指定された（第 1 図）。これにより、県指定地の総面積は 6,127.48㎡となった。

第2節 発掘調査成果の普及啓発（第3表）

島根県指定史跡地内で実施した第7次調査では、調査が大詰めに差し掛かった平成30（2018）年10月11日（木）に記者公開、10月13日（土）に一般市民向けの現地説明会を開催した。現地説明会には80名の参加があり、多くの質問が出るなど当遺跡に関して市民の関心の高さを目の当たりにすることとなった。その後、同年12月16日には島根県考古学会の例会において調査成果の報告を行っている。

また、第6・7次調査で出土した資料については、島根県立八雲立つ風土記の丘において開催された「平成30年度風土記の丘速報展」において、そして、第10次調査で出土した資料は同「令和2年度風土記の丘速報展」において一般公開した。

このほか、令和5（2023）年度の発掘調査報告書作成業務によりまとめた調査成果について、令和6（2024）年9月8日に鳥取県倉吉市で開催された第51回山陰考古学研究集会において発表した。

なお、令和元（2019）年度実施の第8次から令和4（2022）年度実施の第12次調査については、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、一般市民向けの現地説明会は実施できなかったが、令和2（2020）年3月25日に記者公開を実施することで調査成果を周知した。



写真1 第7次調査現地説明会
(2018年10月13日開催)



写真2 第9次調査記者公開
(2020年3月25日開催)



写真3 第11次調査現地指導会風景
(2022年1月26日開催)



写真4 第51回山陰考古学研究集会
(2024年9月8日)

第3表 報告会・展示等

年度	月日	概要
平成30(2018)	10月11日	第7次調査 記者公開
	10月13日	第7次調査 市民向け現地説明会(80名参加)
	12月16日	三宅和子「県史跡山代郷南新造院跡」(島根県考古学会12月例会)
	3月8日～5月31日	八雲立つ風土記の丘主催「平成30年度風土記の丘地内発掘調査速報展」出土品展示
令和元(2019)	3月30日	三宅和子「意宇平野周辺の古代寺院—平成30年度発掘調査からわかったこと—」(風土記の丘教室)
令和2(2020)	3月15日～6月4日	八雲立つ風土記の丘主催「令和2年度風土記の丘地内発掘調査速報展」出土品展示
令和2(2020)	3月25日	第9次調査 記者公開
令和6(2024)	9月8日	今岡友佳「出雲地方の古代寺院」(第51回 山陰考古学研究集会)

【註】

- (1) 日置君か。日置部の地方伴造。
- (2) 『出雲国風土記』に意宇郡家そのものの項目は存在せず、郡家の構成や設置の由来などはほとんど知ることができない。一方で、意宇郡の記載項目はすべて意宇郡家を基準にその方向と距離が記載されていること、国庁に隣接し十字衝の南と分かる記載があることから、その位置が推測されており(島根県古代文化センター2009)、十字衝・黒田駅の位置と一致するものとされる(平石2017)。
- (3) 『風土記V』では東西約23m×南北約16mとされた中心基壇の規模について、花谷氏は再検討を行い、中心基壇規模を東西約22m×南北約17mに修正した(花谷2014)。本書では、中心基壇の規模を扱う場合は花谷氏の復元規模に統一した。

【参考文献】

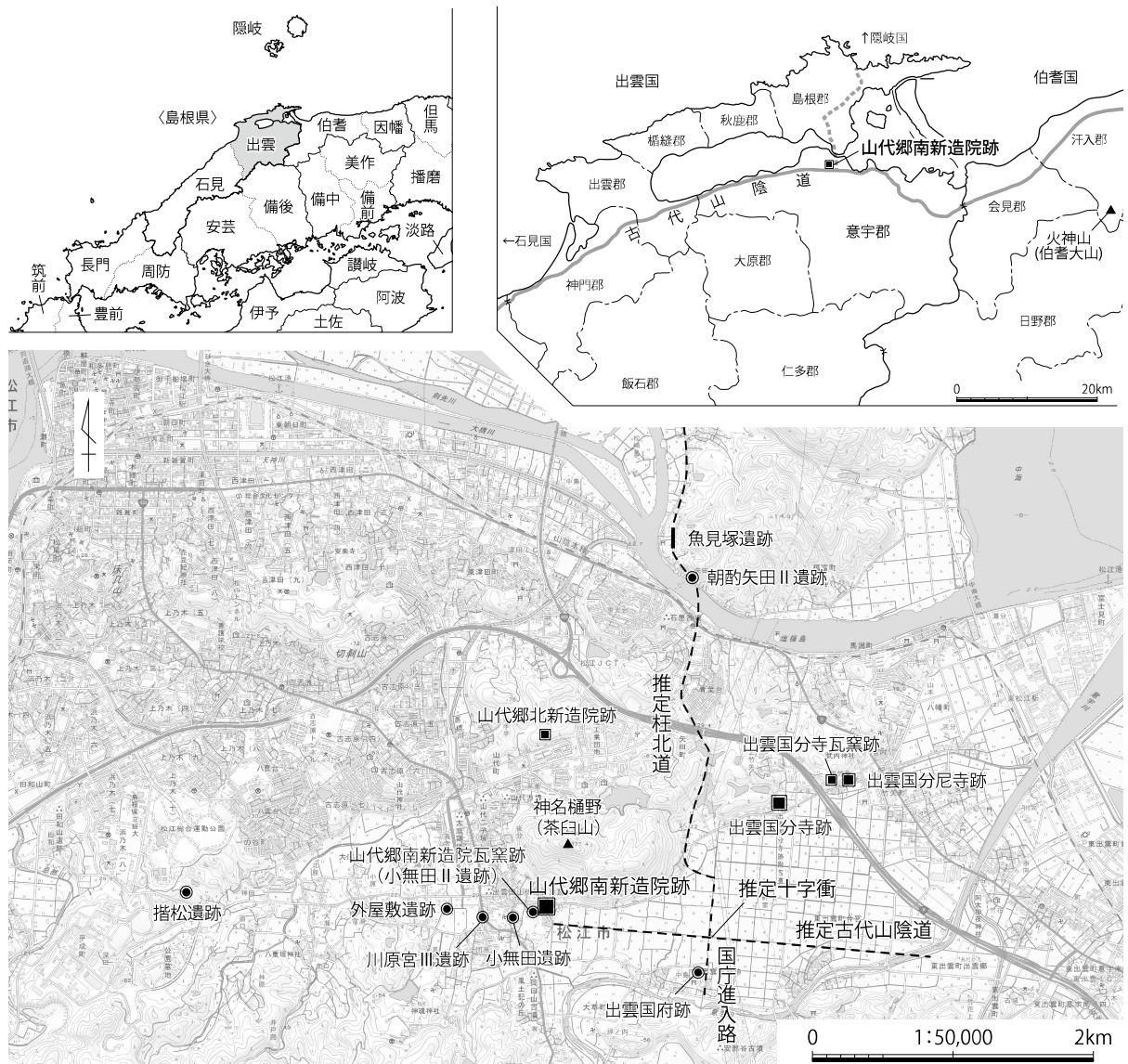
- 島根県古代文化センター2009『出雲国府周辺の復元研究』島根県古代文化センター調査研究報告書43
- 島根県古代文化センター2023『出雲国風土記 一校訂・注釈編一』
- 花谷 浩2014「山代郷南新造院跡(四王寺跡)再考」『出雲弥生の森博物館研究紀要』第4集 pp.11—24
- 平石 充2017「出雲国風土記からみる出雲国府の景観」『日本古代の道路と景観—駅家・官衙・寺—』pp.87—105 八木書店
- 松江市教育委員会・財団法人松江市教育文化振興事業団1995『寺の前遺跡発掘調査報告書』松江市文化財調査報告書第62集
- 松江市教育委員会・財団法人松江市教育文化振興事業団1996『四王寺跡発掘調査報告書』松江市文化財調査報告書第69集
- 松江市教育委員会・財団法人松江市教育文化振興事業団1997『小無田Ⅱ遺跡発掘調査概報』松江市文化財調査報告書第75集

第2章 位置と環境

第1節 地理的環境（第3・4図）

山代郷南新造院跡は、島根県松江市山代町に所在する古代の寺院跡である。ここは律令期には出雲国の東部に位置する意宇郡に属し、その中の山代郷内に造営された。

遺跡の南東には、今も整美な条里が残る意宇平野が展開する。意宇平野は中海の南西部に広がる東西約5km、南北約3kmの平野で、松江市八雲町熊野の山間部に源を発する意宇川の沖積作用によって形成された平野である。この意宇川は意宇平野に入ると直角に近く流路を曲げ、平野の南辺丘陵に沿うように東流して中海に注ぐ。この流路は灌漑のために意図的に造り替えられたものとされ（池淵2015）、平野には造り替えられる前の旧河川が少なくとも3本認められている。造り替えられた時期については、5世紀段階には既に現位置付近を流れていたか、または、意宇川を取水源とする基幹水



第3図 山代郷南新造院跡の位置（是田2022を参考に作成）

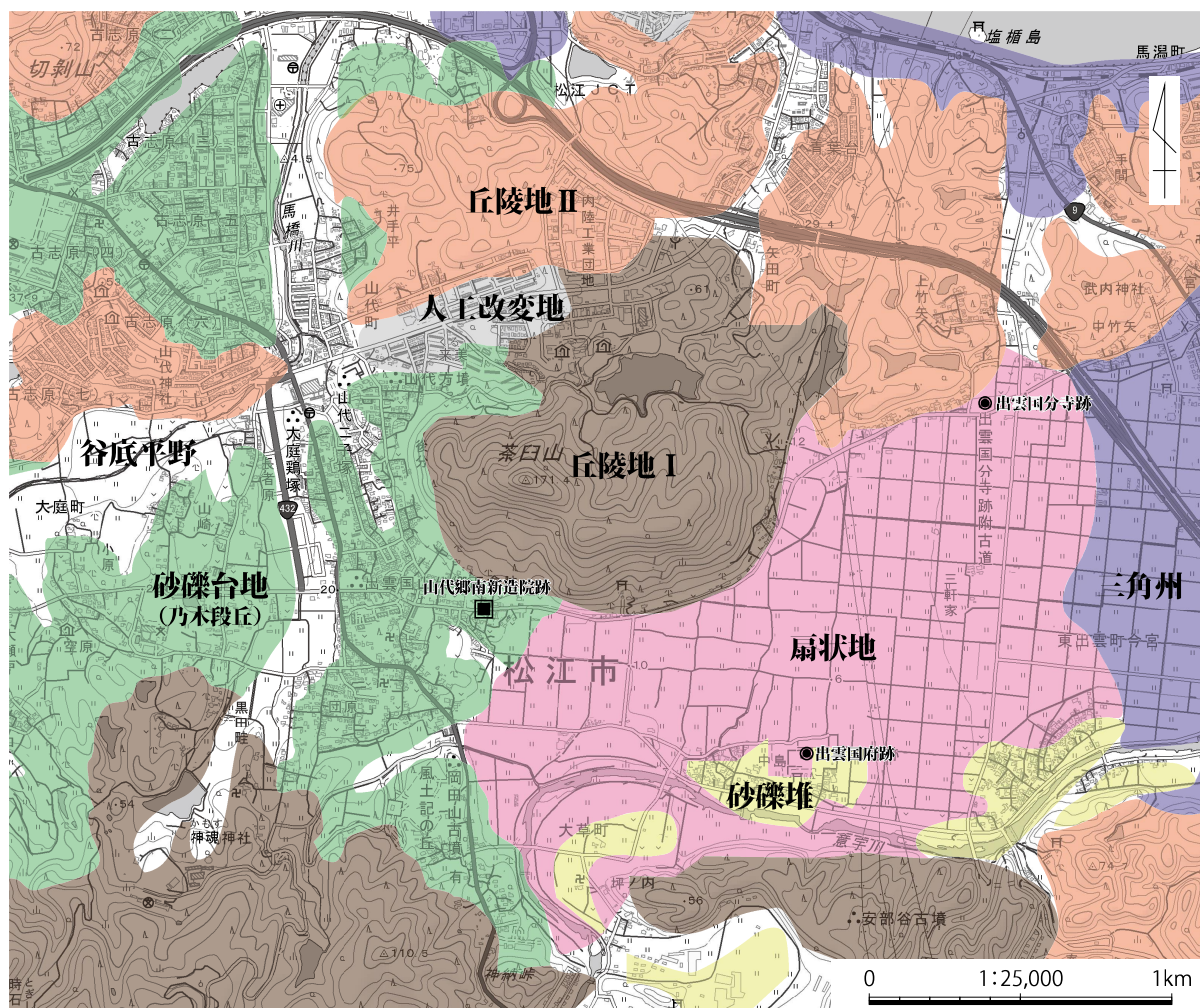
路が存在していた可能性も指摘されており（池淵 2015）、律令期には出雲国府が意宇川左岸の微高地（砂礫堆及びその周辺）に設置された。出雲国府設置後も意宇川は何度も氾濫を繰り返しており、その痕跡は条里の乱れや出雲国府跡の発掘調査で検出された厚い砂礫層にみることができる。

古代における遺跡の立地は、出雲国府跡以外は、扇状地を取り囲む丘陵地や台地上に展開している。意宇平野の西部には乃木段丘と呼ばれる標高 15 ～ 30m のなだらかな砂礫台地が広がり（島根



県 1974)、南新造院跡もこの乃木段丘の東端（標高 17 ～ 22m）に位置する。『風土記』に「神名樋野」と記載されている茶臼山（標高 171.4 m）南麓にあたり、北から南へ向けて緩やかに傾斜する緩斜面に遺跡は立地する（写真 5）。

写真 5 茶臼山周辺航空写真（南西から）



※島根県 1974「松江」『5 万分の 1 都道府県土地分類基本調査（地形分類図）』をもとに作成。

第 4 図 意宇平野周辺の地形分類図

第2節 歴史的環境 (第5図)

第1項 古代以前の遺跡

意宇平野周辺における旧石器時代の遺跡としては、平野西側の砂礫台地や丘陵地から遺物が出土する状況であるが、遺構は確認されていない。下黒田遺跡(9)では接合資料を含む玉髄・瑪瑙製の石器が出土し、市場遺跡(3)では黒曜石製細石核が出土している。また、山代郷北新造院跡(来美廃寺跡)(61)からは玉髄製ナイフ形石器が出土しているほか、同丘陵上に所在する南外5号墳(62)の古墳旧表土下から接合資料を含む玉髄製石器が14点出土している。

縄文時代になると、意宇平野北側や大橋川の沿岸部で遺跡が確認されるようになる。意宇平野北、茶臼山東麓の才塚遺跡(35)では、石斧や縄文時代後期の磨消縄文土器や石器が出土し、近傍の上小紋遺跡(34)でも縄文時代後期～晩期の土器が多く出土した。また、馬橋川中流域にある石台遺跡(63)から縄文時代後期～晩期の土器が多く出土している。

弥生時代では意宇平野中央に位置する出雲国府跡(27)で弥生時代前期の土坑や前期後半から中期前葉の土器が出土している。意宇平野北東部の布田遺跡(40)では弥生時代前期～中期の溝や土坑を確認したほか、土器や農工具、木器未成品、玉未成品が出土し、拠点集落として位置づけられている。その他、意宇平野内北西部には弥生時代中期末から後期初頭の竪穴建物を確認した大坪遺跡(25)、弥生時代後期の水田を確認した上小紋遺跡、向小紋遺跡(33)、夫敷遺跡(41)が所在する。

墳墓としては、弥生後期後葉から末頃に来美1号墓(59)や間内越1号墓(55)といった四隅突出型墳丘墓が茶臼山北東の低丘陵部に築かれる。

古墳時代に入ると、意宇平野周辺部でも遺跡数が増加する。古墳時代前期では茶臼山北東裾に広がる丘陵上に廻田古墳群(57)が築かれ、中期には大橋川南北沿岸に石屋古墳(54)や竹矢岩舟古墳(48)など、比較的大型の古墳が集中して築造される。後期に入ると、大型古墳の分布は茶臼山西麓の台地(乃木段丘)へ移動する。6世紀中ごろに造り出し付方墳の大庭鶏塚古墳(16)が築かれ、6世紀後半には島根県最大規模の前方後方墳である山代二子塚古墳(17)が築造される。7世紀初頭から前半にかけては、石棺式石室をもつ団原古墳(4)や山代方墳(18)、山代原古墳(19)などが築造される。中でも山代方墳は、墳形や周堤帯を有する点から畿内との関連が指摘されており、律令期の出雲国造に繋がる出雲東部における最高首長墓に想定されている。

一方、集落遺跡は数が増加し、中でも特異なのが渡来系遺物が多数出土した出雲国府跡(下層)である。集落内が溝で区画され、建物跡がある程度整然と並ぶ様子が検出された。中核的な集落で豪族居館であった可能性も指摘されている。

第2項 古代の遺跡

古墳時代からの政治勢力を基盤として、遅くとも7世紀末には意宇平野南側に国府が置かれ、古代出雲国の中心地となる。古代出雲国については『風土記』により詳しく知ることができる。『風土記』は和銅6(713)年のいわゆる「風土記」選進の命により作成された地誌であり、出雲国では出雲国造であった出雲臣広嶋によって天平5(733)年に勘造された。

奈良時代になると、全国的には7世紀半ばから国司が地方へ派遣されはじめ、7世紀後半には継続的に派遣されるようになる。出雲国では和銅元(708)年3月に忌部宿禰子首^{いんべのすくねのこおびと}が出雲守に任命された記録が残る。忌部氏は神祇・祭祀に携わる代表的なヤマト王権の中央伴造氏族であり、「上古諸事」の筆録を通して『古事記』『日本書紀』への出雲神話の採録に関わったと思われ、神祇祭祀をめぐって出雲国造や出雲の忌部との関係性が窺える。

意宇平野周辺の官衙遺跡としては出雲国府跡のほか、山代郷正倉跡(12)、下黒田遺跡、黒田館跡(11)がある。山代郷南新造院跡の西方500mに位置する山代郷正倉跡からは、規格的に配置された4棟の総柱建物群や多量の炭化米が検出されている。下黒田遺跡では正倉跡の南辺を区画すると考えられる東西大溝と掘立柱建物が検出され、黒田館跡からは東辺を区画すると考えられる南北大溝が検出された。また、『出雲国風土記』には意宇郡家や黒田駅、意宇軍団の場所について記載があり、いずれも十字衝にあったと推定されているが、場所の特定には至っていない。

次に、『風土記』によると山代郷に2つの寺院＝新造院があったとされ、これまでの調査研究により来美廃寺跡を日置君目烈が建立した山代郷北新造院跡に、四王寺跡を出雲臣弟山が建立した山代郷南新造院跡(1)に比定している。山代郷北新造院跡は7世紀末に建立が始まり、9世紀初頭には造営が完了する。この後、11～12世紀に廃絶したと考えられている。この他、寺院に関連する遺跡としては山代郷南新造院瓦窯跡(小無田Ⅱ遺跡、2)がある。南新造院跡の南西約160mに位置しており、両新造院に瓦を供給した瓦窯跡3基が確認されている。

また、天平13(741)年の聖武天皇による「国分寺建立の詔」を契機に国分寺の建造が進められる。出雲国では、茶臼山東方の傾斜面地に出雲国分寺跡(36)が、国分寺から東0.9kmの斜面地に出雲国分尼寺跡(44)が所在する。両者は南に広がる水田面よりも高く、平野全域を見渡せる位置に造立されている。出雲国分寺跡は、発掘調査によって金堂をはじめとする堂塔基壇や礎石などが確認され、寺域も明らかになりつつある。出雲国分尼寺跡は部分的な発掘調査だが、礎石建物の基礎地業の一部が確認され、瓦や墨書土器などの遺物が多数出土した。しかし、伽藍配置などの詳細については未だ不明である。

出雲国分尼寺跡の西には出雲国分寺瓦窯跡(43)が隣接する。2基の窯跡があるとされ、そのうち1基は平窯であることが確認された。残りの1基の所在は確認できていない。出雲国分寺跡の創建期瓦を焼成していたとされている。また、この瓦窯跡から北西約30mの地点に所在する中竹矢遺跡(42)からも平窯1基が検出されており、国分寺の補修期に稼働していた瓦窯跡とされている。多数の土坑も検出されており、瓦窯で利用するための粘土採掘坑である可能性も考えられている。この2つの瓦窯跡はともに国分二寺へ瓦を供給しただけではなく、出雲国府跡や山代郷北新造院跡、南新造院跡へも瓦を供給していることから、国衙系瓦屋として注目されている(大橋2009)。

集落関連遺跡としては、国分寺跡の北約400mの丘陵に才ノ峠遺跡(47)がある。丘陵頂部で大型掘立柱建物1棟のほか、南に面する斜面から17か所の段状遺構が検出され、27棟以上の掘立柱建物の存在が考えられている。

最後に駅路について述べておく。『風土記』には、山陰道駅路を「正西道」、駅路から分岐して隠岐

国に向かう支路を「枉北道」と記載があり、歴史地理学によりルートが復元されている（第5図）。近年の発掘調査においても道路遺構が検出され、小無田遺跡（5）では道路遺構と考えられる東西に延びる溝や波板状凹凸面が検出された。川原宮Ⅲ遺跡（7）及び外屋敷遺跡（15）で検出された東西方向の道路遺構は、駅路またはこれに並行する道路の可能性が考えられている。推定される駅路は南新造院跡の南側を東西に通るため、ここから南新造院跡へ向かう参道の存在も予測される。また、大橋川北岸の魚見塚遺跡（52）では枉北道の一部が検出され、そのルートが明らかになりつつある。

第3項 中世・近世の遺跡

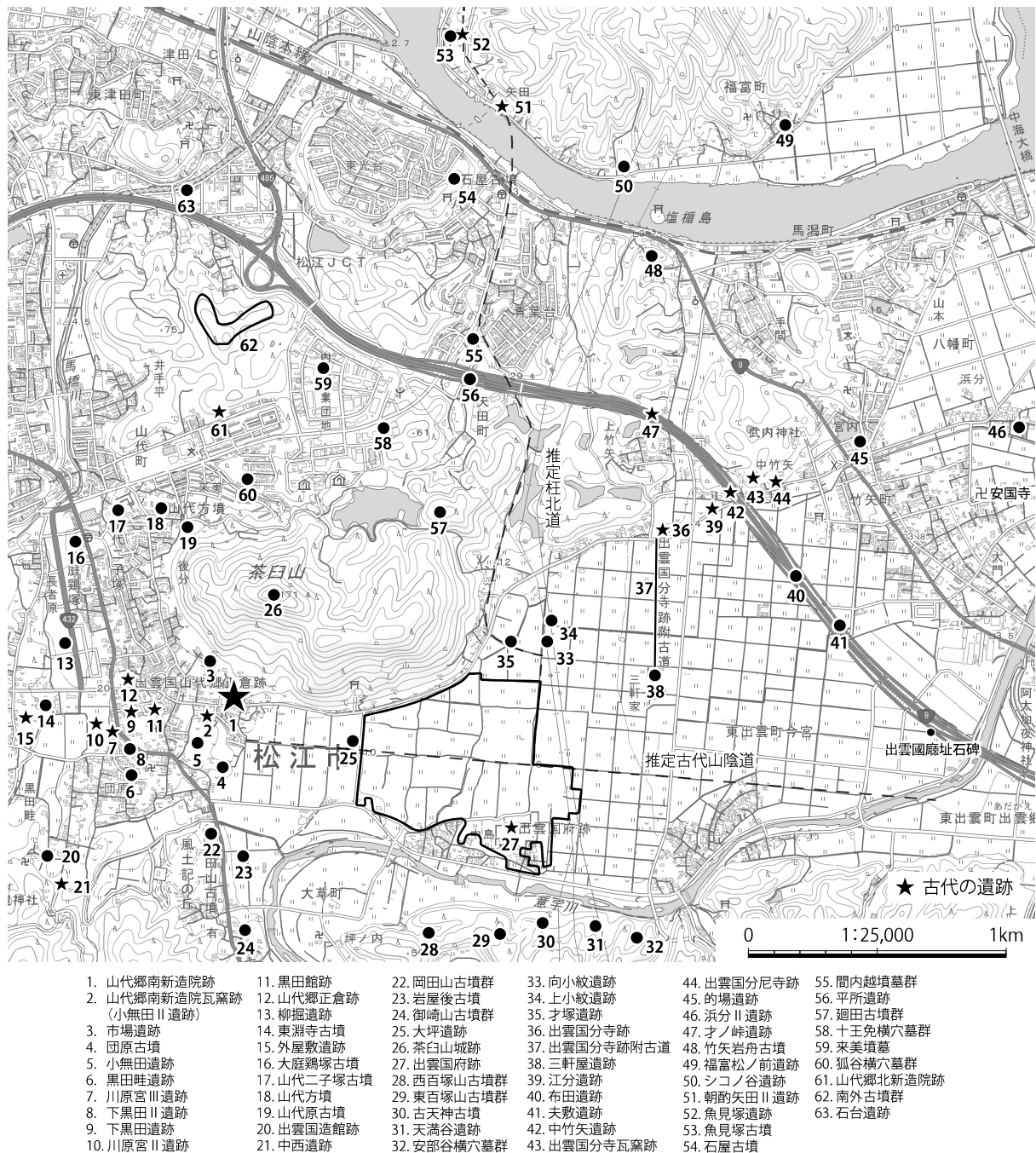
意宇平野周辺は、古代に引き続き中世においても出雲府中として政治、文化の中心地であり、これに関連する遺跡が多く所在する。ただ、出雲国府は11世紀後半から12世紀後半には政庁域としての機能が停止しており、この頃には出雲府中の一部を担うにすぎない。発掘調査では13世紀代の洪水層が検出されているが、意宇川に面する南側では中近世の護岸に関連した遺構が確認されたことから、出雲国府が意宇川の洪水で一気に壊滅したわけではなく、徐々に衰退していったことを示している。

国府周辺に代わって出雲国の中心地となるのが平野北東部の中海沿岸周辺である。貞和元（1345）年に足利尊氏の命により圓通寺（竹矢町）を安国寺に指定していることから、少なくともこの頃には政治経済の中心地が移っていたことが想定される。また、安国寺東方500mの湿地に所在する浜分Ⅱ遺跡（46）では中世陶磁器や京都系土師器皿がまとまって出土している。当地は中世段階において中海や意宇川河口に面していたと考えられており、拠点的な津の一つとして位置づけられている。

一方、意宇平野西側台地上の中世の遺跡として、出雲国造館跡（20）、黒田館跡などがある。出雲国造館跡では、土師器や須恵器とともに12世紀末～14世紀にかけての白磁や青磁片が大量に出土し、居館としての性格が推定されているほか、中世以後の遺物が極端に減少することから、生活規模が急激に縮小したと考えられている。黒田館跡では室町時代の館跡とみられる土塁や堀、掘立柱建物が検出され、遺物は白磁や青磁のほか朝鮮陶器の紛青沙器が出土している。また、山代郷正倉跡では、鎌倉時代～室町時代初頭の建物跡が検出され、12世紀の白磁や13世紀の青磁がまとまって出土した。その他、意宇川南岸の天満谷遺跡（31）では、平安時代末～鎌倉時代の意宇川南岸の谷部を埋めて造られた掘立柱建物や柵が検出され、貿易陶磁器や国産陶磁器、中世須恵器が大量に出土した。

墳墓としては、意宇平野の北側丘陵上で確認された的場遺跡（45）と中竹矢遺跡があげられる。的場遺跡からは中国製褐釉四耳壺を骨蔵器とした火葬墓が検出されており、中竹矢遺跡の丘陵南側平坦面からは火葬後にそのまま埋葬されたと考えられる長方形の土坑が検出されている。

出雲府中は中海沿岸を中心として、意宇平野を含めた広い範囲に展開していたと考えられる。そして、中世府中は南北朝期まで存続したと考えられるが、その後、地域権力を失う。江戸時代に入ると堀尾氏によって松江城下町が整備されることとなる。政治の中心は松江城周辺に移り、意宇平野は水田地帯として近代まで保たれていたと考えられる。安国寺には京極高次供養塔（市指定文化財）が安置されている。京極氏は堀尾氏に次ぐ松江藩主であり、供養塔は息子の京極忠高によって造立された。越前の笏谷石を加工して造られた宝篋印塔である。



第5図 周辺の遺跡分布図

【参考文献】

- 池淵俊一 2015 「意宇平野の開発史—5世紀代の評価を中心に—」『前方後墳と東西出雲の成立に関する研究』島根県古代文化センター研究論集 第14集
- 大橋泰夫 2009 「考古学からみた『出雲国風土記』の新造院と定額寺」『国史館考古学』第5号
- 川上昭一・丹羽野 裕・廣江耕史・三宅和子 2023 「八幡町浜分Ⅱ遺跡の調査結果と中世「津」の所在地について」『松江市歴史叢書』16 松江市史研究 14号
- 是田 敦 2022 「出雲国の地域計画」『山陰における古代交通の研究』島根県古代文化センター研究論集 第27集 pp.183—202
- 島根県 1974 『土地分類基本調査松江』
- 島根県教育委員会 2022 『朝酌矢田Ⅱ遺跡 (A～D区)』
- 島根県八雲立つ風土記の丘 2018 『平成30年度企画展 知られざる中世都市 出雲府中』
- 松江市教育委員会・財団法人松江市教育文化振興事業団 1995 『寺の前遺跡発掘調査報告書』松江市文化財調査報告書 第62集
- 松江市教育委員会・財団法人松江市教育文化振興事業団 1997 『小無田Ⅱ遺跡発掘調査概報』松江市文化財調査報告書 第75集
- 松江市 2022 『史跡出雲国分寺跡発掘調査報告書 第19～第22次発掘調査』松江市文化財調査報告書 第206集

第3章 文献にみえる山代郷南新造院跡

本報告書の取り扱う南新造院跡は、調査に至る経緯、ならびに第5章総括でもふれられているように、天平5年に現在の形となった『風土記』の、意宇郡寺院記載（史料1）の3番目に記載される「造院」に当たる寺院である（ゴチック部分）。

史料1 『風土記』意宇郡教昊寺・新造院（細川家本・数字は同本の行数）

- 146 寺。教昊寺。有山國郷中。郡家正東廿五里一百廿
147 歩。建立五層之塔也。〔在／僧。〕教昊僧之所造也。〔散位大初位／下上腹首押
148 猪之祖／父也。〕新造院一所。山代郷中。郡家西北四里二百歩。建
149 立巖堂也。〔無／僧。〕**日置**君目烈之所造。〔出雲神戸**日置**君／鹿麻呂之父。〕

造院

- 150 一所。有山代郷中。郡家西北二里。建立教堂。〔住僧／一軀。〕飯石
151 郡少領出雲臣弟山之所造也。新造院一所。有山國
152 郷中。郡家東南廿一里百廿歩。建立三層之塔也。山
153 國郷人、日置部根緒之所造也。

※**日置**は細川家本では日置の合字で、置とみえるが日置に校訂した。

ここにみえるように、『風土記』最古の写本である細川家本ではこの寺院は「造院」とされている。ただし、「造」の前は一文字空白があり、これは細川家本が書写される以前の段階で、すでに判読できないが一文字分の空白があった箇所（虫損などがあったか）、他の寺院同様に本来は「新造院」であったとみられる。また、146行目の冒頭にみえる「寺」の文字は、後世標目として書き加えられた文字が転写の間に本文化したもので、天平5年の『風土記』には存在しなかった。

次に、南新造院が意宇郡の寺院記載の三番目に登場する点について触れておく。寺院の記載順については史料1や大原郡に顕著なように郡内の郷の記載順と異なっており、同じ郷の新造院が飛んで記載されている（教昊寺と山国郷新造院）。この新造院の順序は郡領層建立寺院を先とする（瀧音2014）、尼寺を後掲した（花谷2016）などの説があるが、やはり『風土記』記載の原資料になった寺院帳簿への登録順（これは、建立順に近似する）（三舟2003・平石2019）と考えるべきであろう。『風土記』の記述上でも、教昊寺…天平五年現在の人物の祖父の建立、山代郷北新造院…同父の建立、山代郷南新造院・山国郷新造院、同時代人物の建立であり、建立者の世代＝建立年代そのものではないが、全体として妥当である⁽¹⁾。

このことに関連して、『風土記』の新造院記載については、『風土記』完成後に追記された部分があるとの三舟隆之氏の説がある（三舟2003・2020）。追記説は①「新造院」とは、『風土記』独自の記載で、教昊寺より新しく、天平5年にはまだ建立中、ないし追記されたもの、②建立者について現存人物から続柄で説明する記載など注記部分については後世の追記がある⁽²⁾、というものである。なお、

三舟氏は南新造院の記述については後世の追記ではなく天平5年当時からあったと想定しているようであるが、以下記述の成立年を検討する。

文献史学から当新造院記載を天平5年とみる理由は、建立者飯石郡少領出雲臣弟山の記述にある。『風土記』では「弟山」はこの一カ所にしかみえず（飯石郡少領では姓のみ）、『風土記』記載から復元的に南造院記載を復元することはできない。一方、一次史料の「出雲国計会帳」（『大日本古文書』編年文書、1巻593頁、以下「計会帳」）で確認できる。仮にこれが天平5年より相当程度後に追記された場合、「国造出雲臣」と書かれるべきで、やはり天平5年前後の記載と考えられる。以下、南新造院の記述は天平5年のものとして行論する。

新造院（南新造院）…すでに定説であるが、新造院とは寺院に相当する仏教施設である。「新造」が何を指すのかについては、霊亀2（716）年のいわゆる寺院併合令（『続紀』同年5月庚寅条）以降の建立とする説（中井1976・瀧音2014・荒井1994）、教皇寺を基準としているとする説がある（三舟2003）⁽³⁾。いずれにせよ、『風土記』では教皇寺のみが寺号を示されている。これは「計会帳」解弁官解部にみえる10月21日同日進上の「寺財物帳一卷」（『大日本古文書』1－598）の対象の寺院であり、すでに指摘のあるように（水野2003）、天平5年段階では教皇寺のみが定額寺であった。言い換えると天平5年段階には南新造院（寺号は四（天）王寺となったであろう）は定額寺ではなかった（なおこのことは南新造院が後に定額寺となった可能性を否定するものではない）。

在山代郷中。郡家西北二里…所在郷と郡家からの方位里程で、『風土記』特有の記載である。この里程は、山代郷の3里112歩（114）とは異なり、旧黒田駅家（129）のあった黒田村と合致している。すでに述べたことであるが、黒田村、旧黒田駅の地点に石見と隠岐に向かう8世紀の山陰道の前身が分岐するチマタ（街・衝）があったはずで、おそらく付近には旧郡家（意宇評家）もあったと想定される（平石2017・大橋2018）。したがって、南新造院の所在とは「国庁・意宇郡家北十字衝」（955）に郡家が移転する前の伝統的意宇郡（評）の中核的な地点ということができ、郡領層の寺院建立地としてまさに妥当な場所である（神名樋野との関係は後述）。

建立教堂…従来、多くの注釈書が補訂本系の写本テキストから「嚴堂」と校訂してきた箇所にあたる（秋本1958・加藤1981）。現在、天平5年の『風土記』に近いとされる細川家本・倉野家本・蓬左文庫本は共通して「教堂」で、少なくとも写本研究上は「教堂」とみるべきである。ただし、この文字は嚴とも字形が類似し、誤写の可能性もなくはない。「教堂」は古代史料では他に類例がないが、意味内容的には古代寺院の講堂をさすとみるべきであろう。『風土記』における堂宇の記述は「塔」「嚴堂」「教堂」で、養老僧尼令15修營条『集解』古記が述べる、莊嚴すると「功德」とされる「仏殿」の内容（「仏殿。謂塔、金堂、法堂之類是也。食堂、歩廊等類者非也」）と合致する。「嚴堂」（＝金堂）を含め、『風土記』記載の寺院が、寺院併合令で非難されている「草堂」ではないことを示すために記述されているものとみられる。いずれも一つのみの記載であるので、記述された堂宇しかなかったと想定する必要

はなく、現実を反映しつつ代表するものだけを記したとみられる（大橋 2016）。

飯石郡少領出雲臣弟山…建立者の記載である。寺院によってはその子孫を記すことがあり、こちらについて三舟氏は後世の追記で子孫からみた「祖先系譜」とみている。南新造院のように建立者のみで子孫の記載がない事例が天平 5 年にすでにあった記述、建立者＋子孫の記載があるものが、『風土記』編纂時点ではない子孫の時代に追記された、ということになると思われる。具体的に述べると、三舟氏は教呉寺の存在は認めているので、教呉寺には建立者教呉僧のみが記されていたが、『風土記』完成後のある時点に上腹首押猪の記述が追加されたと考えることになる⁽⁴⁾。先に新造院の記載順で触れたように、上原首押猪の記述は天平 5 年の記述として妥当であり、氏のように想定せずとも、建立者が存命中であればその人を、物故者であればまず建立者名を書いた上で、おそらく天平 5 年段階のその寺に関わる最有力者、すなわち壇越を記してみれば問題ない。壇越が記載される理由は寺院併合令で壇越の専制が問題とされていることに由来し、壇越の明確化が求められていたのであろう。

出雲臣弟山は、天平 5 年段階の国造広島に次に天平 18（746）年に国造となる人物である（『続紀』同年 3 月己未条）。この時点で造立者が出雲臣の代表に当たる広島と書かれないことからみて、弟山は広島の子弟など広島の近親・同一勢力ではなかったのであろう。天平 5 年時点の飯石郡少領については、意宇郡郡司の充足による比郡郡司への就任（『続紀』大宝 3（703）年 3 月丁丑条）の事例にすぎないとして積極的に評価されていないことが多いが、当遺跡の南西約 400 m にある黒田畦遺跡より「云石」の墨書土器が出土（市『65』）、また、飯石郡内の雲南市三刀屋町馬場遺跡の、上面に積み石を有し鮫皮巻の柄を有する大刀や基石状石製品・火打金・鋏・毛抜が副葬される大規模な木槨木棺墓より、「黒田」のヘラ書きを持つ土師器足高台杯が出土している（同遺跡については池淵俊一氏から、積極的に評価すべきとの指摘をいただいた。島根県教育委員会 2001）⁽⁵⁾。これらの事例から、南新造院周辺、『風土記』のいう黒田村と飯石郡との結びつきは、ごく短期間の出雲臣氏による比郡郡司への就任に留まらない継続性を持ったものであったことが想定される。ただし、今のところ事例は 8 世紀後半以降であり、弟山の飯石郡少領就任が両者の関係の契機となった可能性もある。

有力地域首長である国造による寺院造営とみたとき、出雲では後に国造となる弟山による南新造院が最初の事例となり、他国より遅い。このことについてはすでに妹尾周三氏・三舟隆之氏が述べるように、寺院建立自体が他国より遅い（妹尾 2011）、また、神郡に本拠を置く国造氏の仏教信仰や寺院造営が他国より遅れるためとみてよいだろう（三舟 2020）。南新造院の建立も厳密には後に国造となるものが国造就任以前に建立したもので、杵築大社神主を兼ねていた現任国造による仏教信仰が忌避された可能性もある⁽⁶⁾。

神名樋野との関係…山代郷南新造院の北側には茶白山が存在しており、この山は『風土記』に「神名樋野」（177）とみえ⁽⁷⁾、いわゆるカンナビ山である。カンナビ山はかつて神が籠もる山「神隠^なぶ」が転じたものとされてきたが（安藤 1935）、松本直樹氏は、カンナビのビに当てられる「樋」「火」「備」は上代特殊仮名遣い乙類の仮名であることから（隠びの「び」は甲類）、語義を神＋ナ（連体助詞）＋ビ（辺＝場所の意味。乙類）とする（松本 2007）。いずれにせよ神がいる山とみてよい。『風土記』をみる

と、厳密な場所は特定できないが、神祇官社にみえる真名井社（158）、不在神祇官社にみえる末那為社（169）⁽⁸⁾、坡池にみえる真名猪池（198）も同山の麓、現在の間内周辺にあったとみられる。また神祇官社で郷名と同じ社名の山代社（165）もこの周辺にあったと推定可能である。これらにみえる真名井は、神聖な湧水の意味であり、同名の池もあることから、意宇平野北側の水田の一部を灌漑する水源の山であったことも想像に難くない⁽⁹⁾。

さて、これらの『風土記』記載の神社の位置については加藤義成氏・松尾充晶氏の研究に詳しく（加藤 1996・松尾 2015）、松尾氏は茶臼山南麓の高森さんとよばれる山代社旧社地に注目する。同地は現



写真6 高森さん



第6図 南新造院跡と神名樋野

在も植生が周辺と異なり椿などが生え、玄武岩の摂理が路頭し水滴がしたたっている（写真6）⁽¹⁰⁾。同様の景観は同じく『風土記』楯縫郡の神名樋山に推定されている出雲市大船山にも確認できる。また、文献的に古代に遡及できないが、安来市清水寺・松江市華蔵寺境内などにも同様の景観が認められる⁽¹¹⁾。これらの古代における景観が現代と同一の状況であるかどうかは措くとして、カンナビ山については『風土記』記載上の類例の多さや大船山における祭祀遺物の出土から、古代にあっても周辺に水の滴る岩があった可能性は高い。

問題は高森さんの位置であるが、図に示したとおり南新造院の後背に当たる。現状では高森さんの下に恒常的な流路は形成されていないが（急傾斜地であり、現況がどの程度遡るのかも不明である）、仮に流下すると第6図Aの尾根の西側、ないし東側になる。現在の水利では、今回検出された寺域西辺溝SD2201や自然流路を継承する南新造院西側の谷地形の水源は高森さんより西側となるが、南新造院後背の西側には荒神・社日・水神（第6図B、島根県教育委員会 2018）、社日旧社地（同C）などもある。あくまでも推測であるが、新造院の建立に当たり、それ以前から存在する神名樋山の信仰対象となっている水源の下が選ばれた可能性は想定できるだろう⁽¹²⁾。

以上述べてきたことをまとめれば以下の通りとなる。『風土記』最古の写本である細川家本のテキストは「造院」であるがこれは新造院としてよく、南新造院は意宇郡内で3番目に原資料に記載された（≡建立された）寺院で、天平5年段階ではまだ定額寺ではなかった。その所在地は、広く見れば黒田村、旧黒田駅家＝旧意宇郡家（評家）同所であり、意宇郡の中心に当たる重要地点であった。また、寺院地の策定にあたり、意宇郡のカンナビ山の水源から水が流下する場所、伝統的水源祭祀を取り込むよう選定された可能性がある。仮に、高森さんが伝承どおり『風土記』記載の山代社の旧

社地であった場合、その祭神は同山代郷（115）にみえる、郷レベルの地域的な神格とされる山代日子となるので、この場所は特に山代郷にとって重要な場所、ということになるだろう。建立者の出雲臣弟山は後に国造となる人物であるが、『風土記』にみえる国造広島とは別勢力であり、飯石郡との関係も有していた。国造氏の寺院建立事例としては他国に遅れるもので、これは意宇郡が神郡で、国造が杵築大社神主を兼ねることによることに由来する。

以上、『出雲国風土記』を中心とした言及のみで、また平安期の出雲国四王寺との関係についても触れられなかったが、文献資料に乏しい古代地方寺院にあって、これだけの論点を有する寺院は多くはない。山代郷南新造院跡は、従来の調査に加え今回の発掘調査によって検出された寺院前身施設の遺構なども含め、文献資料と併せて古代地方寺院の生成から消滅まであり方を検討できる極めて重要な遺跡といえることができる。

本稿の成稿にあたって、池淵俊一氏より御教示を受けた。記して感謝したい。

【註】

- (1) 後述するように、三舟隆之氏は教皇寺について天平5(733)年時点の人物の祖父が7世紀末と考えられる教皇寺(野方廃寺)の建立者となるのは世代的に合わないと述べている(三舟2003)。建立者の教皇僧は子孫がいることから成人段階において在俗の期間があったことは確実で、若年の時僧籍にあり建立後に還俗したと考えるより、晩年に出家・寺院建立したとみるべきである。例として押猪は大初位下(内位である)なので2回結階したとして693年生まれ(天平5年段階で40歳前後)、押猪父663年生まれ、教皇僧633年生まれ、教皇僧が690年に57歳の時建立したと考えれば良く(発願から実際の瓦葺建物建立までのタイムラグも想定可能)、少なくとも全く可能性がないとまではいえないだろう。
- (2) なお、三舟氏はこの記述について「建立者の祖先」(三舟2003、299頁)とするが誤記か事実誤認である。
- (3) 後述するように、新造院記載はいわゆる寺院併合令との関連が深く、寺院併合令以後の仏教施設か。なお、論者はこの詔によって実際に多数の寺院の併合があったと考えているわけではない。
- (4) この追補説には、出雲国造が編纂した『風土記』に、なぜ南新造院などで系譜の追補が行われなかったのかという疑問点もある。
- (5) 出雲国府土師器編年の第6ないし7様式に相当する(島根県教育委員会2013)。同じく出土する大型の坏は、他には出雲国府跡での出土が知られる。
- (6) 意宇郡中枢及び国造が神主となった杵築大社周辺では、古代の仏像の残存がみられないとの指摘がある(濱田2024)。また出雲市東林木町の大寺遺跡の評価にもかわり(花谷・高屋2012)、仏教信仰の導入は弟山と関わりが深い可能性もある。
- (7) 細川家本では「押名樋野」であるが、他郡の事例から「神名樋野」と校訂した。
- (8) 細本は「米那為社」である「米」と「末」の字形の類似から、「末那為社」と校訂した。
- (9) 意宇平野の主たる灌漑水源は意宇川である(池淵2015)。
- (10) GPSによる観測では、北緯35°26'6"、東経133°5'40"、標高115m付近となる。第6図は地理院地図上で同経緯の地点を表示したものであり、厳密な測量によるものではない。
- (11) 華蔵寺境内の参道にある杉の井の霊泉は『風土記』島根郡長見川(263)の水源の一つである。
- (12) 新造院が水源地に関連していたと考えられる事例は、『風土記』神門郡の朝山郷新造院に想定される神門寺境内廃寺を後継するとされる神門寺でも確認できる。池淵俊一氏によれば、同地域の大井谷の水源となる大井谷Ⅱ遺跡では、6世紀～7世紀に遡る須恵器が出土しており、集落が営まれる場所でないことや溝状遺構の存在から水源祭祀であるとされる(池淵2024)。同遺跡からは8世紀後半の仏教関係遺物が出土することから、この水源祭祀は8世紀後半に仏教信仰との関わりを持って展開し、14世紀には中世寺院般若寺が建立される。この寺は『雲陽誌』によれば神門寺同年建立とされ、『塩冶旧記』では神門寺一院であった般若院を大井谷にあった金剛峯寺(朝山町の大方)の一坊に遷し、近世には確実に末寺・神門寺隠居寺となっており、地理的に近接するわけでもないのに神門寺と深い関係が語られている(今岡2009)。朝山郷新造院建立、ないしその拡張にあたり、古墳時代の水源祭祀が寺院に取り込まれ、後の時代に継承されたものと考えられる。また、詳細は不明だが同郡古志郷新造院に推定される瓦散布地古志遺跡は古代の古志郷の水利地点に極めて近い場所にある(平石2023)。

【参考文献】

- 秋本吉郎 1958 「出雲国風土記」『日本古典文学大系 風土記』岩波書店
- 荒井秀規 1994 「出雲の定額寺と「新造院」に関する覚え書き」『出雲古代史研究』4
- 安藤正次 1935 「神奈備考」『古典と古語』三省堂
- 池淵俊一 2015 「意宇平野の開発史」『前方後方墳と東西出雲の成立に関する研究』島根県教育委員会
- 池淵俊一 2024 「出雲平野における水利開発と地域社会ー6・7世紀を中心にー」『ヒストリア』306
- 今岡 清 2009 「塩冶の神社寺院」『出雲塩冶誌』出雲塩冶誌編集委員会
- 大橋泰夫 2016 『出雲国誕生』吉川弘文館
- 大橋泰夫 2018 「出雲国府成立と出雲国の形成」『古代国府の成立と国郡制』吉川弘文館（初出 2010）
- 加藤義成 1981 『修訂出雲国風土記参究』松江今井書店
- 加藤義成 1996 「古代祭祀遺跡」『出雲国風土記論究 下』島根県教育委員会（初出 1975）
- 島根県教育委員会 2001 『馬場遺跡』
- 島根県教育委員会 2013 『史跡 出雲国府跡 9ー総括編一』
- 島根県教育委員会 2018 『古典に登場する名勝地調査』
- 妹尾周三 2011 「出雲へ伝わった仏教の特質」『古代出雲の多面的交流の研究』島根県教育委員会
- 瀧音能之 2014 「古代出雲の寺と新造院」『出雲古代史論攷』岩田書院（初出 1985）
- 中井真考 1994 「定額寺私考」『日本宗教史論集上』吉川弘文館 1976
- 花谷 浩・高屋茂男 2012 「出雲国意宇郡山代郷南新造院と出雲郡大寺谷遺跡の同範瓦について」『しまねミュージアム協議会 共同研究紀要』2
- 花谷 浩 2016 「『出雲国風土記』に記された寺院と瓦」『日本古代考古学論集』同成社
- 濱田恒志 2024 「出雲の仏教・神像をめぐる「地域性」ー「神話の国」の古代彫像をどう考えるかー」『伊勢と出雲』島根県古代文化センター
- 平石 充 2017 「出雲国風土記から見る出雲国府の景観」『日本古代の道路と景観』八木書店
- 平石 充 2019 「出雲国の軍団について」『出雲古代史研究』29
- 平石 充 2023 「古代神門郡における灌漑水利と風土記社」『出雲古代史研究』33
- 松江市教育委員会・財団法人松江市教育文化振興事業団 1995 『黒田畦遺跡発掘調査報告書』松江市文化財調査報告書第 65 集
- 松尾充晶 2015 「古代の祭祀空間ー『出雲国風土記』にみる地域社会の神と社ー」『史林』98-1
- 松本直樹 2007 『出雲国風土記注釈』新典社
- 三舟隆之 2003 「『出雲国風土記』における新造院の成立」『日本古代地方寺院の成立』吉川弘文館（初出 1994）
- 三舟隆之 2020 「出雲国造と古代寺院」『古代史族と地方寺院』同成社（初出 2016）
- 水野柳太郎 2003 「寺院縁起の成立」『日本古代の寺院と史料』吉川弘文館（初出 1957）

第4章 発掘調査

第1節 調査の方法

本書で報告する平成28(2016)年度の第6次調査から令和4(2022)年度の第12次調査では、合計15か所(T11～T25)の調査区を設定して発掘調査を実施した(第7図)。

第6次a調査(T11～T15)は宅地造成に伴う記録保存のための調査である。道路予定地の本調査となるT14は、平爪を装着した小型バックホウによって表土や攪乱層を除去することから始めた。斜面上方にあたる調査区北側は表土や攪乱層を除去するとすぐに地山が顔を出す状況であった。いずれも検出した遺構は完掘を基本としたが、調査区内で部分的に検出した遺構については拡張せず、調



第7図 第6次～12次調査グリッド図